■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額（税込）	契約締結日	履行期間（納入期限）		適用条項（地方公営企業法施行令第21条の13第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	上下水道局	総務課	公営企業会計システム(LGWAN-ASP版)の利用及び保守業務(上水)	株式会社ぎょうせい関西支社	¥1,234,860	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	公営企業会計システムは、導入費用、災害時のバックアップ、ランニングコスト等を検討した結果、株式会社ぎょうせい関西支社が運用管理するクラウドサーバを利用したLGWAN-ASPサービス利用型の導入を決定した経緯があり、他の業者では運用管理することができないため、随意契約を行うもの。
2	上下水道局	総務課	公営企業会計システム(LGWAN-ASP版)の利用及び保守業務(下水)	株式会社ぎょうせい関西支社	¥1,234,860	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	公営企業会計システムは、導入費用、災害時のバックアップ、ランニングコスト等を検討した結果、株式会社ぎょうせい関西支社が運用管理するクラウドサーバを利用したLGWAN-ASPサービス利用型の導入を決定した経緯があり、他の業者では運用管理することができないため、随意契約を行うもの。
3	上下水道局	総務課	消費税申告業務	税理士法人森田会計事務所	¥1,100,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第6号	消費税申告業務は、短期間で適切に遂行する必要があるため、上下水道局の会計制度・事務を熟知している業者に委託する必要がある。税理士法人森田会計事務所は、長年本業務を担っていることから正しい取引の判断ができるため、上下水道局は本業務を短期間で適切に遂行できる。もし、他の業者だと本局の会計制度や事務・取引状況等を把握していないため、正しい取引の判断ができない可能性があるなど、上下水道局が本業務を短期間で適切に遂行できなくなる可能性があるため、随意契約を行うもの。
4										
5										
6										
7										
8										

9										
10										